

社会福祉法人 あさひ事業協会 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 あさひ事業協会（以下「法人」という。）定款第8条及び第二一条に基づき、理事・監事及び評議員が法人の会務に従事した場合の報酬及び費用弁償の基本的事項について定めることを目的とする。

(会務)

第2条 この規程の適用の対象となる会務は、次の各号に掲げる活動をいう。

- (1) 理事及び監事が定款二三条に定める理事会及び定款一八条に定める監査の職務に従事すること。
- (2) 評議員が定款第九条に定める評議員会に従事すること。
- (3) 理事又は監事が理事長の命を受けて会議及び連絡調整等のために出張すること。
- (4) 評議員が評議委員長の命を受けて会議及び連絡調整等のために出張すること。
- (5) 理事、監事及び評議員がその他の研修会等の費用弁償することを承認して行う事業等に参加すること。

(費用の種類)

第3条 この規程によって弁償を受けることができる費用は、予算の範囲内において、次の各号に定めるものに限る。

- (1) 会務に従事するために要する交通費（以下「交通費」という。）
- (2) 会務に従事するために要する宿泊費（以下「宿泊費」という。）
- (3) 会務に従事するために必要な食事費（以下「日当」という。）

(交通費)

第4条 第3条第1号の交通費はあさひ保育園の旅費規程の別表（施設長区分）に定めるところにより、航空賃、鉄道賃、船賃、バス賃等の往復料金とする。

(宿泊費)

第5条 第3条第2号の宿泊費は、日程の日数に応じて1日当たり、あさひ保育園の旅費規程（施設長区分）の別表に定めるところにより支給する。

(日当)

第6条 第3条第3号の日当は、日當に応じた1日当たり、あさひ保育園の旅費規程の別表により支給する

(市内出張旅費)

第7条 市内に出張する場合の旅費の額は、あさひ保育園旅費規程第9条により支給する。

(交通費等の計算)

第8条 もっとも経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の交通機関により計算する。

2 業務上の都合上又は順路により難しいときは、実際の経路及び交通方法によって計算する。

(外部委員)

第9条 社会福祉法人あさひ事業協会役員以外の外部委員が次の各に定める職務を行った場合は第4条から8条に規定する費用に変えて、1日を単位として日額1万円を報酬として支給する。

- (1) 理事長又は評議員の命を受け、この法人の理事会、評議員会及びその他の会議に出席したとき。
- (2) 前号のほか、理事長又は評議員が必要と認めた職務を行ったとき。

(支給方法)

第10条 第4条から8条に定める費用及び第9条に定める報酬は、特に指定する自己主義の銀行預金口座への振込要望がない場合は、現金で支給する。

2 市外の会議等の場合には、要する金額を前渡しとする。

(委任)

第11条 この規程に定めるほか、必要な事項は評議員において別に定める。

(改廃)

第12条 この規程を改廃するときは、評議員会の承認を得なければならない。

(附則)

1. この規程は、平成29年4月1日から施行する。